

(公印省略)
伊監第111号
令和6年1月23日
(2024年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5(2023)年度に実施した定期監査の結果は、次のとおりでした。

同条第9項の規定に基づき提出いたします。

<監査の対象>

都市活力部	まち資源室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
農業委員会事務局	—	—
公平委員会事務局	—	—
固定資産評価審査委員会書記局	—	—
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課（少年愛護センター含む）、スポーツ振興課

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の部局について、令和5(2023)年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

都市活力部	まち資源室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
農業委員会事務局	—	—
公平委員会事務局	—	—
固定資産評価審査委員会書記局	—	—
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課(少年愛護センター含む)、スポーツ振興課

第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 組織、人員配置、所掌事務について	<ul style="list-style-type: none">・事業運営上不合理な点はないか。・職務権限及び責任体制は明確になっているか。・職員の勤務状況は適正か。
② 予算の執行状況について	<ul style="list-style-type: none">・予算の執行は正当な権限者が行い、その手続は適正か。・会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
③ 収入事務について	<ul style="list-style-type: none">・調定の時期及び手続は適正か。・納入通知、収入消込等の事務は適正に行われているか。・徴収事務委託の手続は適正に行われているか。
④ 支出事務について	<ul style="list-style-type: none">・支出負担行為は法令等に違反しないか。・支出目的、履行を確認できる文書等が整備されているか。・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

⑤ 契約事務（委託、工事）について	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な方法により契約を行っているか。 ・随意契約理由は適正か。 ・契約の履行確認は適正に行われているか。
⑥ 負担金・補助金の執行について	<ul style="list-style-type: none"> ・支出対象及び支出金額は適正か。 ・補助金については、実績報告に基づく成果の確認が行われているか。
⑦ 規則（要綱）の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・財務事務を執行する根拠として適正か。 ・法令及び条例に則しているか。
⑧ 公の施設の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか。 ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か。
⑨ 文書取扱事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の収発、整理及び保存は適切か。 ・文書事務は法令等に従って適正に行われているか。
⑩ 財産の管理状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・物品は正しく分類整理されているか。 ・現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・帳簿外物品はないか。 ・公印は厳正に管理されているか。
⑪ 公金等の保管状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・収納金、つり銭資金等の現金の保管及び取扱いは適正か。 ・出納を遅滞なく正確に記録し、現在高は帳簿残高と一致しているか。 ・歳入歳出外現金の取扱いは適正か。

なお、監査対象所管ごとに、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取し、あるいは監査対象部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な方法により実施しました。

第5 監査の日程

令和5年(2023年)10月24日～令和5年(2023年)12月25日

第6 監査の結果

監査対象部局の事務の執行体制、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。以下に示すもののほか、事務処理の一部において見受けられた軽微な

誤り等については、口頭にて指導しました。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

都市活力部 まち資源室 文化振興課

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

都市活力部 まち資源室（部長1 参事1 副参事1 室長1）

課長 主幹	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	文化振興グループ	4	1	0
	史料調査担当グループ	1	2	0
	文化財担当グループ	0	1	5

2 事務分掌

（文化振興課）

- (1) 文化行政施策の総合企画および総合調整に関すること。
- (2) 芸術および文化の振興に関すること。
- (3) 文化施設（他の部局が所管するものを除く。）に係る計画の策定および調整に関すること。
- (4) 公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団との連絡調整に関すること。
- (5) 伊丹市立文化会館、伊丹市立演劇ホール、伊丹市立音楽ホールおよび市立伊丹ミュージアムに関すること。
- (6) 公益財団法人柿衛文庫との連絡調整に関すること。
- (7) 文化財の保存、活用および顕彰に関すること。
- (8) 伊丹市文化財審議委員会に関すること。
- (9) 伊丹史跡公園、有岡城跡公園および御願塚古墳史跡公園の管理に関すること。
- (10) 市域の歴史・文化に関する事項の調査、研究に関すること。

II 指摘事項

〔文化振興課〕

1 支出事務について

(1) 文化財保護団体への補助金について

文化振興課では、文化財の保護活動を実施する5団体に運営補助金を交付しています。

補助金の交付に関する規則第11条に市の会計年度終了後30日以内に実績報告書を市長に提出しなければならない旨、第12条に市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第14条に補助金額の確定をし、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めなければならない旨が、それぞれ規定されています。

令和4年度の上記補助金に係る事務を確認したところ、適切な事務処理がなされていませんので早急に改めてください。

- ① 御願塚文化財愛護少年団から実績報告書が提出されておらず、報告書の審査、補助金額の確定がなされていません。
- ② 伊丹市文化財保存協会、御願塚史跡保存会、伊丹市昆陽寺文化財を守る会からの実績報告書が期限内に提出されておらず、報告書の確認、補助金額の確定が未了です。
- ③ 南野文化財愛護少年団から受領した実績報告書は、審査がなされず、補助金額も確定されていません。定期監査期間中に実施した審査により、補助金の返還を求めなければならない事態となっています。

都市活力部 都市整備室 都市計画課、建築指導課

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

都市活力部 都市整備室（部長1、室長1）

都市計画課

課長		グループ名	主査	技術職員	会計年度 任用職員
		都市計画グループ	1	1	1
主幹		都市景観グループ	2	0	0
		開発指導グループ	1	1	0

建築指導課

課長		グループ名	主査	技術職員	会計年度 任用職員
		審査グループ	3	3	3
		指導グループ	3	3	1

2 事務分掌

（都市計画課）

- (1) 部の企画および調整に関すること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく基礎調査の総括に関すること。
- (3) 都市計画法に基づく地域地区等の調査、計画および決定に関すること。
- (4) 都市計画法に規定する地域地区等の証明に関すること。
- (5) 都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針に関すること。
- (6) 都市計画法に基づく地区計画等に関すること。
- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に関すること（部内の他の課が所管する事項を除く。）。
- (8) 風致地区内における建築等の規制に関すること。
- (9) 都市景観の形成に関すること。
- (10) 都市景観形成に係る公共施設の整備に関すること。
- (11) 伊丹市都市景観審議会に関すること。
- (12) 屋外広告物の許可および届出に関すること。
- (13) 屋外広告物の違反对策（他の部局が所管する事項を除く。）に関すること。
- (14) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。
- (15) 伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和49年伊丹市条例第40号）に関すること。
- (16) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関すること。
- (17) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (18) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。
- (19) 優良建築物等整備事業に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。
- (20) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に係る特定の民間再開発事業等に関すること。

- (21)伊丹市都市計画審議会に関すること。
- (22)都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく市街地再開発事業に関すること。
- (23)都市計画図に関すること。
- (24)都市計画法に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。
- (25)伊丹市宅地開発等指導要綱に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。
- (26)伊丹市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく建築に係る相談、指導および調整に関すること。
- (27)租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関すること。
- (28)計画的宅地造成および優良宅地の証明に関すること。
- (29)宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律 191 号）に関すること。
- (30)位置指定道路の指定に関すること。
- (31)太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）の届出に関すること。
- (32)都市計画課に係る手数料等の徴収に関すること。
- (33)部および室内の庶務に関すること。

（建築指導課）

- (1) 建築物の指導および相談に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築物等の確認および検査に関すること。
- (3) 建築行為の違反監視および違反建築物の是正措置に関すること。
- (4) 建築基準法に基づく建築物等の許可および認定に関すること。
- (5) 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関すること。
- (6) 建築基準法に基づく建築協定に関すること。
- (7) 建築基準法に基づく壁面線の指定に関すること。
- (8) 建築基準法に基づく道路（位置指定道路を除く。）の指定に関すること。
- (9) 特殊建築物等の定期報告および防災指導に関すること。
- (10)伊丹市建築審査会に関すること。
- (11)地区計画等の区域内における建築物の制限に関すること。
- (12)特別用途地区内における建築物の制限に関すること。
- (13)建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づく指導および助言ならびに指示に関すること。
- (14)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震改修の計画等の認定に関すること。
- (15)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化促進のための事業および促進計画に関すること。
- (16)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定等に関すること。
- (17)福祉のまちづくり条例（平成 4 年兵庫県条例第 37 号）に基づく建築物の届

出等に関すること。

- (18)環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に基づく建築物およびその敷地の緑化の届出に関すること。
- (19)環境の保全と創造に関する条例に基づく建築物環境性能評価書の届出に関すること。
- (20)建築物等の統計、調査および報告に関すること。
- (21)建築基準法に係る道路判定等に関すること。
- (22)建築基準法に係る空地の協定に関すること。
- (23)建築物等実態調査に関すること。
- (24)建築許可申請手数料等の収納に関すること。
- (25)建築物等の分別解体等に関すること。
- (26)建築確認等に係る証明に関すること。
- (27)指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- (28)長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。
- (29)都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物の認定に関すること。
- (30)被災建物の応急危険度判定に関すること。
- (31)マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく除却の必要性に係る認定に関すること。
- (32)マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例に関すること。
- (33)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。
- (34)空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること（他の部局が所管する事項を除く。）。

II 指摘事項

該当なし

農業委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

農業委員会事務局

	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
事務局長	(なし)	1	1	0

2 事務分掌

(農業委員会事務局)

- (1) 委員会の運営・研究会に関する事。
- (2) 農地の権利移動に関する事。
- (3) 農地の転用に関する事。
- (4) 農地に係る相談業務に関する事。
- (5) 相続税納税猶予に関する事。
- (6) 県・農業会議・阪神農林振興事務所に関する事。
- (7) 農地に係る諸証明の発行に関する事。
- (8) 農地台帳に関する事。
- (9) 農業者年金に関する事。
- (10) 国有農地の管理等に関する事。
- (11) 公印の管理に関する事。
- (12) 予算及び決算事務等事務局の庶務に関する事。
- (13) その他会長が必要と認めた事項に関する事。

II 指摘事項

該当なし

公平委員会事務局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

公平委員会事務局

	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
事務局長	(なし)			0

2 事務分掌

(公平委員会事務局)

公平委員会の所管する職務権限は、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法第8条第2項に規定されているとおりであるが、事務局では主として次の事務を分掌している。

- (1) 委員会の運営・研究会に関すること。
- (2) 職員の勤務条件の措置の要求に関すること。
- (3) 職員の不利益処分についての審査請求に関すること。
- (4) 職員の苦情の処理に関すること。
- (5) 職員団体の登録に関すること。
- (6) 管理職員等の範囲を定めることに関すること。
- (7) 判定に必要な資料の収集・議事録作成に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 委員会の庶務に関すること。

II 指摘事項

該当なし

固定資産評価審査委員会書記局

I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

固定資産評価審査委員会書記局

	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
書記長	1 (なし)	1	1	0

2 事務分掌

(固定資産評価審査委員会書記局)

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であるが、書記局では次の事務を分掌している。

- (1) 委員会の運営・研究会に関すること。
- (2) 審査に必要な資料の収集と作成・現地調査・議事録作成に関すること。
- (3) 公印の管理に関すること。
- (4) 委員会の庶務に関すること。

II 指摘事項

該当なし

教育委員会事務局 生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

I 監査対象部局の事務の執行体制

I 組織及び職員の配置状況（令和5年(2023年)10月1日現在）

生涯学習部（部長1、参事1）

社会教育課

課長	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	社会教育グループ	2	1	3
	少年愛護センター	1	1	3

スポーツ振興課

課長	グループ名	主査	事務職員	会計年度 任用職員
	スポーツ振興グループ	2	4	2

2 事務分掌

（社会教育課）

- (1) 生涯学習施策の企画および総合調整に関すること。
- (2) 生涯学習計画の策定および生涯学習の啓発・推進に関すること。
- (3) 生涯学習施設の建設計画および運営計画の策定ならびに調整に関すること。
- (4) 生涯学習ボランティアに関すること。
- (5) 地域における教育の推進に関すること。
- (6) 社会教育委員に関すること。
- (7) 社会教育指導員に関すること。
- (8) 社会教育団体に関すること。
- (9) 社会教育・生涯学習施設との連絡調整に関すること。
- (10) 生涯学習センターに関すること。
- (11) 北部学習センターに関すること。
- (12) 少年愛護センターの管理運営に関すること。
- (13) 家庭教育の推進および啓発ならびに支援に関すること。
- (14) 家庭教育学級の開催および家庭教育の講座・講演に関すること。
- (15) 家庭教育に係る調査・研究に関すること。
- (16) その他家庭教育に係る企画相談等に関すること。
- (17) 部の庶務に関すること。

（スポーツ振興課）

- (1) 生涯スポーツ推進の総合計画の策定に関すること。
- (2) スポーツ施設に関すること。
- (3) 市民スポーツの指導および振興に関すること。
- (4) 伊丹市スポーツ推進審議会に関すること。
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及および振興に関すること。

- (6) 地域スポーツ活動支援事業に関すること。
- (7) 各種スポーツ大会の企画および実施に関すること。
- (8) スポーツに関する団体、伊丹市スポーツ推進委員およびスポーツ指導者に関すること。
- (9) 瑞ヶ丘公園、古池公園、稲野公園、北伊丹第3公園、伊丹スポーツセンター、猪名川河川敷緑地（伊丹市東桑津字池田川筋地先、北伊丹5丁目地先、北伊丹9丁目地先、桑津1丁目地内および森本1丁目地先の部分に限る。）の管理に関すること。
- (10) 学校施設の目的外使用（文化、スポーツ等のため市民が使用する場合に限る。）に関すること。

II 意見

[スポーツ振興課]

I 組織管理について

(1) 職場運営全般について

令和4年度及び令和5年度上半期の事務執行状況を監査したところ、10項目の指摘事項があり、うち7項目は、平成31年度の定期監査及び令和3年度のフォローアップ監査で指摘、注意した事項の繰り返し、または同様の事項です。（指摘事項に※印を付しています）

これら事項の態様は、①前回の指摘後も改善措置が講じられていないもの、②一時改善されたものの定着・継続されず、改善策が水泡に帰したものの、③指摘した事案では改善したものの別の事案で同様の誤りを繰り返しているもの、④指摘内容の本質を検討せずに現象面の対処に終始し、事務増加や誤りを招いているものに類別され、改善の方針や具体的な方法が職場全体で理解、共有されていないのではないかと考えます。また、事務執行に必要な知識やノウハウが職場に蓄積されていない面や職場内、職員間の意思疎通・情報共有が不十分と思われる事象も見受けられます。

今般の監査結果に基づき措置等取組を求めるうえで、上記実態を踏まえ職場運営全般にわたり組織的な対応、改善が不可欠と判断し意見します。

III 指摘事項

[スポーツ振興課]

I 収入事務について

(1) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて ※

稲野公園運動施設使用料の金融機関への払込みについては、徴収事務委託仕様書に、徴収した使用料を1週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。

令和5年度の収納状況を確認したところ、期日までに払込みが行われていない事例が148件中8件ありました。

早急に徴収事務委託仕様書と実務とのかい離を改め、適切な事務を行ってください。

(2) 実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）について

稲野公園運動施設の更衣ロッカー代については、一定期間ごとに指定管理者が回収し、実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）として市へ納付しています。

徴収事務委託により行われているとのことですが、委託内容は伊丹市立体育施設条例に基づく使用料と記載されており、更衣ロッカー代は含まれていませんでした。一方、伊丹市立稲野公園運動施設の管理に関する指定管理者仕様書には、指定管理者の行う業務の一つとして実費弁償金の徴収等に関する業務が明記されていました。

徴収事務委託については、地方自治法施行令第158条に列挙されていますが、実費弁償金は規定されていません。

更衣ロッカー代の収納について、事務の改善を行ってください。

(3) 公園使用料の減免について

スポーツ振興課では、伊丹市都市公園条例第6条第1項第1号に基づき、稲野公園内でのイベント実施を許可しています。使用料については、公園使用料等及び駐車料金の減免処理基準第3条第2項の規定により免除となっていました。減免申請書の提出及び減免決裁がありませんでした。

伊丹市都市公園条例施行規則第13条第3項には、「使用料等または駐車場の減免を受けようとする者は、伊丹市公園使用料等・駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。」と規定されています。

規則にのっとり適切な事務を行ってください。

2 支出事務について

(1) 単独随意契約における再委託について ※

「スポーツの日のつどい」事業の実施については、単独随意契約により伊丹市スポーツ振興協議会に委託しています。委託業務のうち、放送機器操作、ミニ

SL 機関車運行、駐車場整理、スポーツ教室、開会式アナウンス、ごみコンテナ設置回収の業務は、協議会から民間業者等に対して再委託されています。

伊丹市随意契約ガイドラインには、単独随意契約では、一部の業務であっても、業務の再委託は原則禁止であり、市が必要と認めた場合（業者から書面による申し出があり、単独随意契約の趣旨を損なわない範囲であると判断した場合）にのみ再委託を行うことができる旨記載されています。

しかし、令和4年度及び令和5年度の同事業において、協議会から市に対する再委託に係る申請、市における再委託の可否に係る決裁及び委託先への承諾手続は行われていませんでした。

協議会が再委託を行う場合は、承諾の手続を書面で行うなど適切な事務に改めてください。

(2) 実績報告について ※

令和4年度の委託事業について確認したところ、実績報告の提出について、各団体からの実績報告の提出がされていないものが7件、実績報告は提出されているが報告期日を過ぎているものが4件ありました。実績報告の提出日付を消せるボールペンで書いているものも1件ありました。

今後は、確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行ってください。

(3) 伊丹市民スポーツ祭種目大会他2事業の実施委託及び履行確認について ※

スポーツ祭種目大会及びスポーツ奨励事業は伊丹市スポーツ協会に、少年スポーツ大会は伊丹市少年スポーツ指導者連絡協議会にそれぞれ実施を委託しており、各団体の事務局はスポーツ振興課職員が担っています。

令和4年度の委託契約書等を確認したところ、委託内容・業務の詳細が記載されていないことや一の大会に複数の委託料が充てられていること、各競技団体に支払われる金額の積算根拠が不明であるなど、委託事務としては不適切です。

また、事業を実施した各競技団体から実施報告書が事務局に提出され履行を確認する仕組みですが、煩雑で漏れが生じるなど確認が十分ではありません。

これら大会の実施につき、委託の適否の検討を含め事務の改善を図ってください。

(4) 伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書の審査について ※

令和4年度の伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書について確認したところ、実績報告書の審査及び補助金額の確定の決裁が行われていませんでした。補

助金等の交付に関する規則第 12 条には、市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第 14 条には、補助金額の確定をしなければならない旨が規定されています。

規則にのっとり、実績報告書の審査及び補助金額の確定を行うように事務を改めてください。

3 財産管理について

(1) 備品管理について ※

備品台帳上、スポーツ振興課が直接管理を行う備品（貸与物品以外）46 件について確認したところ、所在の誤っているものが 38 件ありました。また、29 件を抽出して現物の確認を行ったところ、以下の問題点がありました。

- ・現物を確認できず、廃棄手続が漏れている 12 件
- ・任意団体の備品と一緒に管理されており、どれが市の備品か分からない 3 件
- ・現物を確認できたが、備品シールの貼付がない 8 件
- ・指定管理者に貸与しているが、貸与物品一覧に記載されていない 1 件

伊丹市会計規則第 106 条には「物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規定されています。

備品台帳を正しいものに改めるとともに、今後は適切な管理を行ってください。

(2) 伊丹市スポーツ推進委員会の会計における立替払について

伊丹市スポーツ推進委員会の事務局は、スポーツ振興課が担い、会計処理を行っています。令和 5 年度地域スポーツ奨励事業等における令和 5 年 9 月末までの会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が 4 件ありました。

立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。

4 公の施設の指定管理について

(1) 指定管理に係る事務手続について ※

指定管理に係る一連の事務手続において、次の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。

伊丹スポーツセンター

- ・業務の再委託にかかる承認申請決裁遅延（基本協定書第 14 条第 1 項）

- ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第 29 条第 1 項）

添付漏れ資料「管理経費等の収支状況等」

- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 29 条第 2 項）

- ・月間事業報告書の提出期日遅延（基本協定書第 30 条第 1 項）

緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等

- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 29 条第 2 項）

ローラースケート場

- ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第 28 条第 1 項）

添付漏れ資料「本業務の実施状況」「管理施設の利用状況」

- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 28 条第 2 項）

- ・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第 45 条）

稲野公園運動施設

- ・業務の再委託にかかる承認手続漏れ（基本協定書第 14 条第 1 項）

- ・年間事業報告書の未決裁（基本協定書第 28 条第 1 項）

- ・備品台帳の未決裁（基本協定書第 28 条第 2 項）

- ・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第 45 条）

- ・修繕料の完了報告書の未提出（年度協定書第 4 条第 2 項）